05940P-00 年度版

TAC税理士講座

税理士受験シリーズ

40

消費税法

理論ドクター

平成27年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

EYE LOVE EYE

TAC出版

はじめに

消費税法の出題理論には、大きく分けて次の２つがある。

①　単純に理論マスターどおりに解答する個別理論問題

②　複数の条文を組み合わせて解答させる総合理論問題

このうち、②の総合理論は近年難易度が上昇の一途をたどり、法律全体の体系、各規定のつながり、規定の趣旨等も理解していなければ対処できなくなってきている。解答についても単に条文を解答するだけでなく、解答（取扱い）の要旨を説明することが要求される。

本書を利用することにより、多くの受験生の応用理論対策が、より完璧なものになれば幸いである。そして、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は平成26年10月現在の法令に準拠している。）

ＴＡＣ税理士講座

CONTENTS

目　　次

第１章　テーマ別理論問題

ページ

テーマ１　課税の対象　（２）

１　課税の対象　3

基礎力養成　定義①　3
基礎力養成　定義②　4
基礎力養成　定義③　5
質疑応答　内外判定①　6
質疑応答　内外判定②　7
質疑応答　内外判定③　8
質疑応答　内外判定④　9

２　非課税　10

実力養成　土地等　10
実力養成　住宅等①　11
実力養成　住宅等②　12
質疑応答　原状回復工事　13
実力養成　保険診療　14
質疑応答　専属使用料　15
質疑応答　未経過自動車税等　16

３　免　税　17

基礎力養成　個別　20
基礎力養成　輸出取引等①　21
実力養成　輸出取引等②　22
実力養成　輸出取引等③　23
実力養成　輸出取引等④　25
実力養成　クロスライセンス　26
参　考　輸出物品販売場制度に関するＱ＆Ａ　27
参　考　租税特別措置法による免税　30
参　考　輸入取引に係る免税（輸徴法）　31

テーマ２　納税義務　(32)
１　合　併　35
基礎力養成　吸収合併・・・

テーマ５　納税地　(78)
基礎力養成　納税地①　79
基礎力養成　納税地②　79

テーマ６　課税標準及び税率　(80)
基礎力養成　個別　80
基礎力養成　課税標準①　81
実力養成　課税標準②　82
質疑応答　営業譲渡　83

テーマ７　税額控除　(84)
１　仕入税額控除　84
(1)　仕入税額控除の原則　85
基礎力養成　控除の時期　85
基礎力養成　内外判定　86
実力養成　課税仕入れの判定　87
質疑応答　用途区分①　88
質疑応答　用途区分②　89
質疑応答　用途区分③　90
質疑応答　用途区分④　91
質疑応答　用途区分⑤　92
実力養成　個別対応方式　93
基礎力養成　帳簿等　94

(2)　非課税資産の輸出等　95
基礎力養成　個別　95
基礎力養成　非課税資産の輸出等①　96
基礎力養成　非課税資産の輸出等②　97
基礎力養成　非課税資産の輸出等③　98
参考　課税売上割合の計算（還付加算金等）　99

(3)　仕入れに係る対価の返還等　100
基礎力養成　仕入返還等①　100
基礎力養成　仕入返還等②　101

(4)　調整対象固定資産　102
実力養成　著しい変動①　102
実力養成　著しい変動②　104
実力養成　著しい変動と転用　106

(5)　棚卸資産　108
基礎力養成　棚卸資産の調整・・・

４　引取りに係る申告　142
基礎力養成　引取り申告・・・

本 書 の 利 用 方 法

1　各テーマごとの理論体系を確認すること

2　本書は、理論問題解答にあたってのトレーニングである。各問題につき、何を解答の柱に挙げるべきなのかを考えること

（注１）各問題には、配点が付されていないため、ボリュームに応じ、解答の優先順位が異なることがある。

（注２）解答の柱が挙げられるようになっても答案に解答を残せないと得点できないため、１題でも多くの個別理論の暗記に努めることが重要となる。

3　本書の解答上、理論マスター$\boxed{1-1}$を参照する部分については、$\boxed{M1-1}$の形で示すものとする。

別冊の理論マスターでその部分の内容を確認してほしい。

理論解答にあたってのポイント

1　解答（取扱い）の要旨を書く（ただし、基本的に個別理論は不要）

(1)　なぜその規定が解答となるのか
(2)　何を解答するのか
}を自分の言葉で述べる

（例）『本問では、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』

『本問では、「××」であるため、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』

2　問題文にある「○○について」の○○に着目する（○○が解答要求事項である）

3　なお書き、ただし書き、また書き、注書きの指示は見落とさない

4　様々な「切り口」に対応する

各テーマごとの理論体系に合わせ、解答の柱を挙げること

〈具体例〉

(1)　国内取引と輸入取引（いずれかに限定されているか？）

(2)　法人と個人事業者（いずれかに限定されているか？）

(3)　原則と特例（原則から解答するか？特例のみで良いか？）

5　解答時間に余裕がある場合には、用語の定義などを補足してもよい

第１章

テーマ別理論問題

テーマ別理論問題では、理論グループごとに各個別理論の位置付けを確認し、理論の基礎力を養成する問題は基礎力養成として掲載しています。

また、近年の本試験レベルの実践的な問題は実力養成として掲載しています。

その他、一般的に出題の可能性の低い特殊な理論項目その他については質疑応答、参考として掲載しています。

テーマ１　課税の対象

◆　理論体系

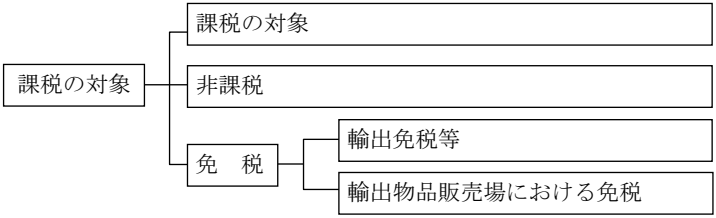

（注）免　税

上記の消費税法に規定される免税のほかに、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

◆　課税関係

(1) 国内取引

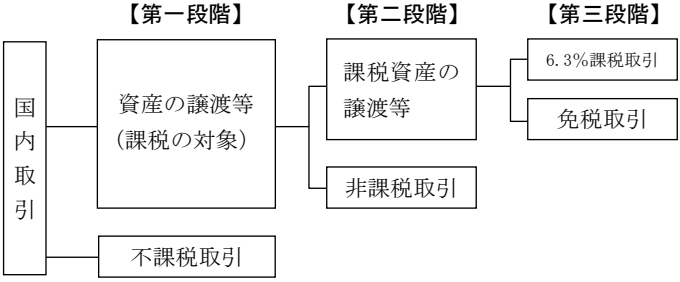

(2) 輸入取引

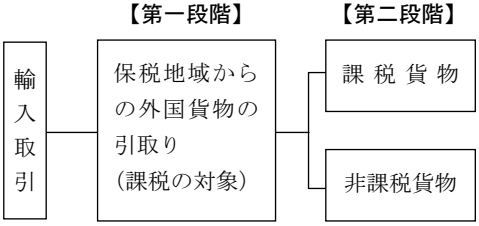

課税の対象

基礎力養成　　定義①

消費税法第２条に規定される次の定義について述べなさい。
(1) 国　内
(2) 事業者
(3) 資産の譲渡等（資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。）

解　答

(1) 国　内
この法律の施行地をいう。
(2) 事業者
個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。
(3) 資産の譲渡等
①　定　義
②　範　囲
③　資産の譲渡とみなす行為
イ　個人事業者
ロ　法　人

解　説

本問において「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、資産の譲渡等に類する行為については、代物弁済による資産の譲渡のみ述べればよい。

資産の譲渡等に類する行為のうち、代物弁済以外の部分（負担付き贈与など）は、消費税法施行令に規定されているためである。

本問には直接関係ないが、課税の対象に規定される「土地収用法等」、「付随行為」も消費税法施行令に規定されている。

テーマ１　課税の対象

基礎力養成　　定義②

消費税法第４条第２項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。
また、消費税法第２条に規定される次の定義について述べなさい。
①　保税地域
②　外国貨物
③　課税貨物

解　答

［輸入取引の課税の対象］

(1) 課税の対象

(2) 保税地域からの引取りとみなす場合

［消費税法第２条に規定される定義］

①　保税地域の定義

関税法に規定する保税地域をいう。

②　外国貨物の定義

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

③　課税貨物

イ　定　義

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

ロ　輸入取引の非課税

基礎力養成　　定義③

消費税法第２条第１項第九号に規定される課税資産の譲渡等に該当するかどうかを述べなさい。なお、課税資産の譲渡等の意義について触れる必要はない。

(1) 海外に所在する建物を譲渡する行為
(2) 海外に所在する土地を譲渡する行為
(3) 国内に所在する建物を譲渡する行為
(4) 国内に所在する土地を譲渡する行為
(5) 国内で発行された有価証券を譲渡する行為
(6) 海外で発行された有価証券を譲渡する行為

解　答

[(1)について]
国外における課税資産の譲渡等に該当する。

[(2)について]
国外における課税資産の譲渡等に該当する。

[(3)について]
国内における課税資産の譲渡等に該当する。

[(4)について]
課税資産の譲渡等には該当しない。

[(5)について]
課税資産の譲渡等には該当しない。

[(6)について]
国外における課税資産の譲渡等に該当する。

※　イメージ

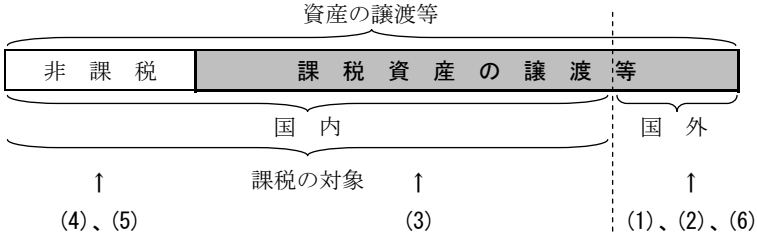

質疑応答　　内外判定①

甲社は、米国のＴ社からコンピュータのソフトウェア（システム書）を借り入れることとし、Ｔ社の本社と直接賃貸借契約を締結した。
このソフトウェアは直接本社から郵送されてくることとなっており、代金も直接本社に送金することとなっている。
Ｔ社は日本に支店を有し営業活動を行っているため、契約に際してはその支店と交渉し、契約書の取り交わしのみをＴ社の本社と行った。
この場合の賃借料が国内取引に該当するかどうかを理由を付して述べなさい。

解　答

コンピュータのソフトウェア等は、著作権等に該当するため、貸付けを行う者の住所地により、資産の譲渡等が国内で行われたかどうかを判定する。
本問では、Ｔ社の本社が米国であるため国外取引に該当する。

解　説

コンピュータのソフトウェア等は、消費税法施行令第６条第１項第７号に規定する「著作権等」に該当する。
著作権等に係る内外判定は次による。
①　著作権等の譲渡
　　その譲渡を行う者の住所地
②　著作権等の貸付け
　　その貸付けを行う者の住所地

質疑応答　　内外判定②

広告会社である甲社（国外に支店等は有していない。）は、広告主である乙社から商品の広告について、国内の広告の企画、立案、広告媒体との交渉、調整、管理等を請負うとともに、国外の広告媒体に広告を掲載することを請け負っている。

この場合に甲社が乙社に対して行う役務の提供は、国内取引に該当するかどうかを理由を付して述べなさい。

解　答

甲社は、国内で行う広告の製作（企画、立案等）と国外で行う広告の掲載を請負っていると認められることから、役務の提供を行う者（甲社）の事務所等の所在地が国内にあるかどうかで判定する。

甲社は、国外に支店等を有していないことから、国内取引に該当する。

解　説

契約の内容が単に広告の掲載のみの場合には、広告地により国内取引の判定を行うため、次のように取り扱う。

①　国内の広告媒体に広告を掲載する場合
　　国内取引

②　国外の広告媒体に広告を掲載する場合
　　国外取引

本問のように、広告の企画、立案、広告媒体との交渉、調整、管理等を総合的に請負う場合と区別してほしい。

参考：令６②七、基本通達5-7-15

質疑応答　　内外判定③

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る国内取引の判定について、考え方を述べなさい。

また、次の⑴及び⑵の場合の国内取引の判定について説明しなさい。

⑴　外国の会社（賃貸人）と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ国内の甲社（賃借人）が、保税地域内においてそのリース取引の目的となる資産（以下「リース資産」という。）の引渡しを受けた場合

⑵　国内の甲社（賃貸人）と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ外国のＹ社（賃借人）が、外国に所在するリース資産の引渡しを外国の本社で受けた後、改めて賃貸人と賃借人の合意に基づき、国内の支社で使用することとした場合

解　答

［考え方］

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引として取扱われることから、リース資産の譲渡の時における資産の所在場所が国内であるかどうかにより国内取引の判定をする。

［⑴の場合］

保税地域内においてリース資産の引渡しを受ける行為は、リース資産の譲渡の時における資産の所在場所が国内のため国内取引に該当する。

［⑵の場合］

外国の本社においてリース資産を引き渡す行為は、リース資産の譲渡の時における資産の所在場所が国外のため国外取引に該当する。

解　説

なお、(1)は、外国貨物の譲渡として輸出免税の対象となる。

また、本問は、単純に国内取引の判定について問うたものであるが、それぞれの引渡しを受けた後に、外国貨物であるリース資産を通関する際には、保税地域から引き取る課税貨物として引取りに係る消費税が課され、引取る者において仕入税額控除の対象とされる。

質疑応答　　内外判定④

甲社（国外に支店等は有していない。）が行った株式の譲渡に係る次の取引が、国内取引に該当するかどうかを述べなさい。

(1) Ａ株式の譲渡収入　21,700,000円
　Ａ株式は、国内で発行されたものである。

(2) Ｂ株式の譲渡収入　49,211,000円
　Ｂ株式は、外国で発行されたものである。

(3) Ｃ株式の譲渡収入　36,800,000円
　Ｃ株式について、株券の発行は行われていない。

解　答

(1) Ａ株式の譲渡

Ａ株式は有価証券に該当し、国内で発行されたものであることから、その譲渡が行われる時の所在場所は国内とされ、国内取引に該当する。

(2) Ｂ株式の譲渡

Ｂ株式は有価証券に該当し、外国で発行されたものであることから、その譲渡が行われる時の所在場所は国外とされ、国内取引に該当しない。

(3) Ｃ株式の譲渡

Ｃ株式は株券の発行がないことから、有価証券に類するものに該当する。

この場合は、資産の所在場所が明らかでない場合に該当することから、国内取引の判定は、譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地で判定する。

甲社の事務所等は国内に所在することから、国内取引に該当する。

解　説

有価証券の譲渡についての内外判定は、原則として「有価証券が所在していた場所」で行う。所在場所は原則として発行場所となる。

非課税

実力養成　　土地等 □□□

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、駐車場はいずれも国内に所在し、賃貸借期間は１年間である。

(1) 駐車場収入　2,100,000円

甲社がアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸している。

(2) (1)の敷地に隣接した土地の賃貸に係る収入　480,000円

賃借人乙は、賃借したその土地に自らアスファルトを敷設し、駐車場として使用している。

解　答

[(1)について]

①　解　答

課税取引

②　解答の理由

甲社は自らアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸していることから、施設の利用に伴う土地の貸付けとして、非課税とされる土地の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

[(2)について]

①　解　答

非課税取引

②　解答の理由

アスファルトを敷設し、駐車場として使用しているのは賃借人乙であり、甲社は土地を貸付けているだけである。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

実力養成　　住宅等①

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、(1)及び(2)のマンションは国内に所在するものである。

(1) 居住用賃貸マンションに入居した者から入居時に受け取った一時金で返還を要しないもの　1,200,000円

(2) マンションの賃借人Ｃは、前期以前から甲社との賃貸借契約によりマンションを居住用として賃借していたが、当期首から契約条件を事業所用に用途変更することを申し出て、甲社もこれを承諾した。

当期（契約変更後）の賃貸料　1,036,800円

解　答

[(1)について]

①　解　答

非課税取引

②　解答の理由

建物等の賃貸借契約に係る権利金又は一時金等で返還を要しないものは、権利の設定の対価に該当する。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅の貸付けに該当し、非課税とされる。

[(2)について]

①　解　答

課税取引

②　解答の理由

非課税とされる住宅の貸付けに該当するかどうかは、契約により判定することとされている。

したがって、契約により事業所用に用途変更した後の賃貸料は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引とされる住宅の貸付けに該当しないものとして課税される。

実力養成　　住宅等②

甲社における次の不動産賃貸事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、不動産は国内に所在するものである。

(1) 居住用マンションの一時貸しの貸室に係る賃貸収入　1,210,000円

賃貸借契約の更新は１週間ごとに行っているが、入居期間が１年以上になることが見込まれている入居者Ｂに係るもの210,000円が含まれている。

(2) 電力会社の電柱の敷設に係る収入　20,000円

契約による貸付期間は１月以上である。

解　答

[(1)について]

①　解　答

課税取引

②　解答の理由

契約による貸付期間は１週間ごとであるため、住宅の貸付けのうち「契約による貸付期間が１月未満」のものに該当し、非課税とされる住宅の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして、入居者Ｂに係る賃貸収入も含めた全額（1,210,000円）が課税される。

[(2)について]

①　解　答

非課税取引

②　解答の理由

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入（道路占用料）は、国内における資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

質疑応答　　原状回復工事

甲社は、居住用のマンションの賃貸を行っている。

甲社はこのマンションの賃貸に当たっては、保証金を徴収しておき、賃借人が退去する際に、甲社が原状回復工事を行い、これに要した費用相当額をその保証金から差し引いて、残額を賃借人に返還することとしている。

この保証金から差し引くこととなる原状回復工事に要した費用の額が、課税取引、非課税取引のいずれに該当するかを理由とともに説明しなさい。

解　答

賃貸人である甲社が、賃借人に代わって原状回復工事を行うことは、賃借人に対する役務の提供に該当する。

ここで、この原状回復工事に係る役務の提供は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないため、課税取引として取扱われる。

解　説

この賃貸マンションは、居住用のものではあるが、この場合の原状回復工事料は家賃の取り扱いではなく、原状回復工事に係る役務の提供対価として取扱われるものであるため、課税される。

テーマ１　課税の対象

実力養成　　保険診療 □□□

開業医甲における次の休日診療事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、甲は国内において医療業を営んでいる。

(1) 社会保険診療報酬支払基金から当課税期間に収入すべき医療保険の診療収入
(2) 国民健康保険団体連合会からの当課税期間に係る医療保険の診療収入
(3) 診療を受けた患者が負担した上記(1)及び(2)の社会保険等に係る診療収入
(4) 患者がすべて自己負担で診療費等を支払った自由診療収入

解　答

[(1)から(3)について]

① 解　答

非課税取引

② 解答の理由

国内において行われる資産の譲渡等のうち、健康保険法等に基づく資産の譲渡等に該当し、非課税とされる。

[(4)について]

① 解　答

課税取引

② 解答の理由

自由診療は非課税とされる「健康保険法等に基づく資産の譲渡等」に該当しない。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

質疑応答　　専属使用料 □□□

甲社は、乙社が乙社の所有する土地に建設するビルを専属的に賃借することを条件として、当該ビルの建設期間中に係る地代相当額を支払うこととした。

この場合、甲社が乙社に支払う地代相当額は土地賃貸料として非課税とされるかどうかを理由を付して述べなさい。

解　答

甲社が支払う地代相当額は、完成後のビルを甲社が専属的に利用することを条件として支払われる金銭であることから、ビル賃貸借契約に係る権利金等と同様の性格を有するものととらえられる。

したがって、その地代相当額は土地の使用に係る対価ではないため、非課税とはされず、課税取引として取扱われる。

解　説

甲社はこの地代相当額を支払うことにより、完成後のビルを専属的に利用する権利を取得するものであることから、ビル賃貸借契約に係る権利金等と同様の性格を有するものととらえられる。

支払対価の額は地代と同程度であるが、土地の使用に係る対価としての実質はない。

質疑応答　　未経過自動車税等

自動車販売業を営む甲社は、中古車を販売する際に、車両本体価格と未経過分の自動車税相当額、リサイクル預託金相当額を区分して表示しているが、この場合の未経過分の自動車税相当額とリサイクル預託金相当額が、課税されるかどうかを、その理由とともに説明しなさい。

解　答

⑴　未経過分の自動車税相当額

自動車税の未経過期間相当額は、自動車税として都道府県に対して支払うものではなく、中古車の譲渡代金の一部として収受するものである。

したがって、この自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、非課税とはされないため課税される。

⑵　リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額は、中古車として転売する際の甲社から買主への預託金の譲渡である。

したがって、有価証券等（金銭債権）の譲渡として非課税取引に該当し、課税されない。

解　説

⑴　未経過分の自動車税相当額

自動車税は、４月１日現在の所有者に対して課税される税（道府県税）であり、買主が支払う自動車税の未経過期間に対応する金額は、自動車税そのものとして都道府県に対して支払うものではなく、その未経過の期間内に継続して乗用できる中古車の購入代金の一部として支払うものである。

したがって、車両本体価格と区分表示したとしても、自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、課税される。

（注）未経過分の自賠責保険料相当額を区分して表示する場合も、自動車税相当額と同様、資産の譲渡等の対価の額に含まれる。

⑵　リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき資金管理法人に預託されているものであり、中古車として転売する際のリサイクル預託金相当額は、売主から買主への預託金の譲渡と（金銭債権の譲渡）として非課税とされる。

免　税

◆　理論体系

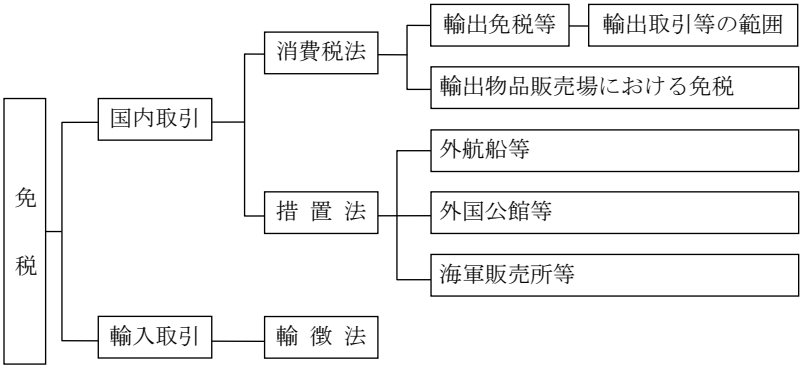

◆　免税の趣旨

消費税は、法施行地内（国内）において消費される商品やサービスについて負担を求めることを建前としているため、法施行地外（国外）で消費される場合には消費税を免除すべきである。

また、外国に輸出されるものに対し課税すると、国際市場における競争力の低下を招くことから輸出取引等に対しては、消費税を免除することとしている。

◆　免税と非課税の相違点

(1) 計算上の取扱い

免税と非課税は、いずれも消費税が課税されないという点で取扱いが同じであるが、次の点については異なることになる。

①　課税期間における課税売上高

免税売上高は、５億円判定の基礎とされる課税期間における課税売上高に含めるが、非課税売上高は含めない。

②　課税売上割合

免税売上高は、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母）及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（分子）に算入されることとなる。

非課税売上高は、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母）に算入されることとなる。

③　個別対応方式

免税はその売上げについて消費税が課税されない一方、免税売上高に対応する課税仕入れ等の税額は控除できるため、税負担を全く負わないこととなる。

非課税はその売上げについて消費税が課税されず、また、非課税売上高に対応する課税仕入れ等の税額は控除できない。

(2) 輸出証明

免税の適用を受けるためには、一定の輸出証明が要件とされているが、非課税にそのような要件はない。

区　分		免税売上げ	非課税売上げ
共通点		課税されない	
相違点	課税期間における課税売上高	含める	含めない
	そのための課税仕入れ等	控除できる	控除できない
	課税売上割合	分子・分母	分母
	手続要件	輸出証明	なし

（注）非課税資産の輸出等

説明上、消費税法第31条（非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例）は考慮していない。

参考 消費税法と消費税法施行令

消費税法における法律と施行令の関係を示すと次のようになる。

別冊の消費税法理論マスターにおいては、各タイトルごとに法律と施行令の区分を入れてあるので参考にしてほしい。

※　イメージ

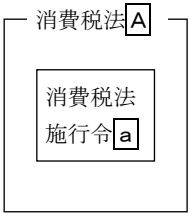

近年の試験問題においては、次の指示が与えられる場合がある。

解答上、消費税法施行令に規定される部分について触れる必要はない。

この場合、図中のaについては解答不要となる。

例題

消費税法に規定される輸出取引等の範囲について述べなさい。ただし、消費税法施行令に規定される部分について触れる必要はない。

解　答

(1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け
(2) 外国貨物の譲渡、貸付け（(1)に該当するものを除く。）
(3) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送、通信
(4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付け、修理で船舶運航事業者等に対するもの
(5) (1)～(4)の資産の譲渡等に類するもの

①
②
③ } 施行令に規定されるため、解答は不要（M１－４参照）。
④
⑤

基礎力養成　　個　別 □□□

消費税法に規定される免税の規定について述べなさい。
なお、輸出取引等の具体的な範囲・内容及び消費税法以外の法律等に基づく免税については触れる必要はない。　【平成４年度試験問題（改題）】

解　説

本問は解答範囲を「消費税法に規定されるもの」に限定しているため、措置法及び輸徴法に関する免税の規定は解答範囲には含まれない。
また、「輸出取引等の具体的な範囲・内容については触れる必要はない」とのコメントがあるので、解答範囲を限定すること。

解　答

１　概　要
消費税法の免税の規定には、「輸出免税等」及び「輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税」がある。

２　輸出免税等
(1) 輸出免税等
(2) 輸出証明

３　輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税（Ｍ１－５）

補　足

国内取引に係る免税措置は、次のようになる。

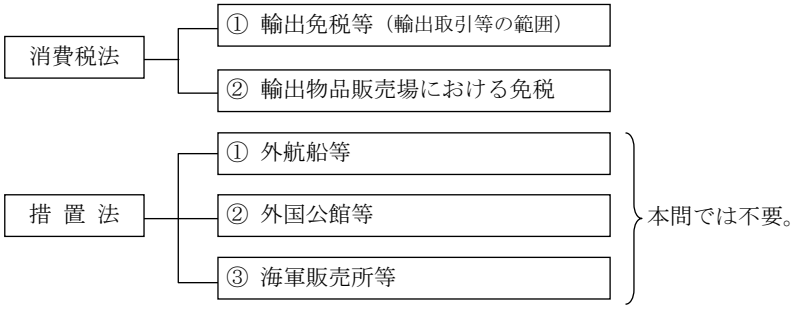

基礎力養成　　輸出取引等①

(1) 消費税法第７条（輸出免税等）について述べなさい。ただし、同条第１項に規定する輸出取引等の具体的な範囲については触れる必要はない。
(2) 次の各取引が、同条第１項に規定する輸出取引等のいずれに該当するかを述べなさい。該当しない場合にはその旨を述べなさい。
① 事業者が非居住者に対し、貨物を輸出販売する行為
② 事業者が国内の居住者に対し、輸入許可前の貨物を譲渡する行為
③ 事業者が土地（所在地は国内。）を非居住者に対し、譲渡する行為
④ 事業者が特許権（登録地は国内。）を非居住者に対し、貸し付ける行為
⑤ 事業者が非居住者（国内に支店等は有していない。）の依頼に基づき、国内で広告を行い宣伝料を収受する行為
（注）①及び②の貨物は、非課税とされるものではない。

解　答

[(1)について]
(1) 輸出免税等
(2) 輸出証明

[(2)について]
①の取引
「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に該当する。
②の取引
「外国貨物の譲渡」に該当する。
③の取引
輸出取引等には該当しない。
④の取引
「無形固定資産等の貸付けで非居住者に対するもの」に該当する。
⑤の取引
「非居住者に対する役務の提供で国内において直接便益を享受するもの以外のもの」に該当する。

補　足

③の取引は、非課税取引となる。

実力養成　　輸出取引等②

甲社（国外に支店等は有していない。）が行った次の取引が、課税取引、免税取引、不課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。なお、甲社は課税事業者に該当する。

(1) 甲社は、指定保税地域内に賃借している倉庫において海外の取引先の貨物（外国貨物）を保管したことにより貨物保管料200,000円を収受している。

(2) 甲社は、課税製品を国外で購入し、国内の保税地域に納入した後、引き取らずにそのまま海外のメーカー（非居住者）に1,700,000円で転売している。

(3) 甲社は、課税製品を国外で購入し、国内の保税地域に納入せずにそのまま海外のメーカー（非居住者）に2,100,000円で転売している。

解　答

[(1)について]

①　解　答

免税取引

②　解答の理由

甲社（課税事業者）は、国内における課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等（外国貨物に係る役務の提供）を行っているためである。

[(2)について]

①　解　答

免税取引

②　解答の理由

甲社（課税事業者）は、国内における課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等（本邦からの輸出として行われる資産の譲渡）を行っているためである。

なお、甲社は国内の保税地域に納入した後に転売していることから、国内取引に該当する。

[(3)について]

①　解　答

不課税取引

②　解答の理由

資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国外であることから、国外取引に該当するためである。

税理士受験シリーズ
2015年度版　40　消費税法　理論ドクター

発行日　2014 年 12 月 20 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（税理士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18
　　西村ビル
　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　http://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2014

管理コード　05940P-00

〈ご注意〉
本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。